

(社)北海道建築士事務所協会

耐震診断・耐震改修マーク表示制度のご案内

(社)北海道建築士事務所協会（以下「本会」といいます。）では、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建築物を利用される方々が安心して利用できるよう、耐震診断を行った結果、耐震基準に適合していることが確認できた建築物について、その旨を表すマークを記載したプレートを表示することができる「耐震診断・耐震改修マーク表示制度」を平成21年8月1日より始めておりましたが、新たに平成23年8月1日から耐震改修を行い耐震基準に適合することとなった建築物についてもこの制度の対象としましたので、ご案内申し上げます。

■制度の概要

(1) プレートが交付される建築物

- ①本会の建築物耐震診断判定委員会において、既存建築物の耐震診断について、当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する旨の判定を受けた建築物
- ②本会の建築物耐震診断判定委員会において、既存建築物の耐震改修計画について、当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する旨の評定を受け、耐震改修工事が適切に実施されたことが確認された建築物

(2) プレート交付の申請者

申請者は、建物所有者又は管理者になります。

(3) 申請書類

プレート交付申請書、(1)①の場合は耐震診断判定書の写し、耐震診断報告書

(2)②の場合は耐震改修計画評定書の写し、耐震改修工事報告書、耐震改修工事チェックリスト、工事写真その他本会が必要と認めた資料

(4) プレートの種類と交付手数料

- ①木製又はアクリル製 一部 10,000円
- ②ステンレス製 一部 25,000円

(5) 公表

①プレートの交付を受けた建築物は、申請者の同意を得た上で、本会のホームページにおいて公表します。

②公表する事項は次のとおりです。

建築物名称、建築物の所在地、建築物の用途、建築物の所有者（法人にあつては名称）又は管理者、プレート交付年月日、交付番号

■この制度の詳細は、次の本会のホームページをご覧ください。 <http://www.do-kjk.or.jp>

■問い合わせ先

(社)北海道建築士事務所協会

〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地 大五ビル6階

TEL 011-231-3165 FAX 011-241-1517

